施策集

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか こども家庭庁

放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業

成育局 成育環境課

令和６年度補正予算　1.1億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ＩＣＴ導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のＤＸを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブＤＸ推進に必要となる業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なＤＸ推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブＤＸを推進する。

事業の概要

- 放課後児童クラブＤＸを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

想定される業務・機能例

市町村
- 利用申請手続き、面談等の予約
- 利用調整、空き定員の公表

放課後児童クラブ
- 児童の出欠席の記録、管理
- 保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- 保護者への連絡、アンケートの実施
- 利用料の請求、請求書の作成
- 職員の出退勤の管理、自治体への報告
- 市町村からクラブへの情報提供
- 育成支援の記録　　等

これらをつなぐもの

事業イメージ

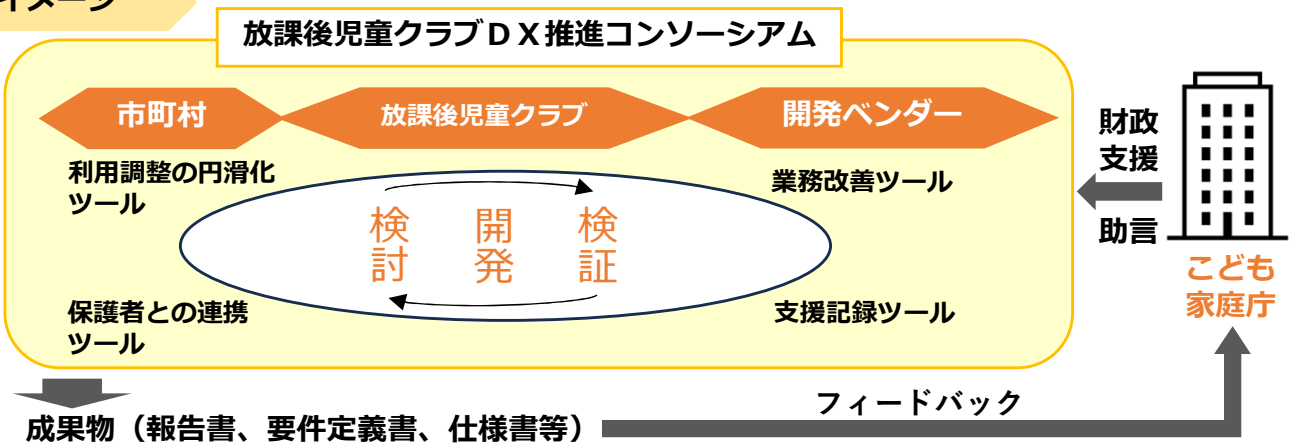

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10／10）

【補助単価】１自治体あたり年額：10,574千円

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ整備促進事業

成育局 成育環境課

令和６年度補正予算　13億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。

- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）
【補助率】定額（10／10相当）
※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

事業イメージ

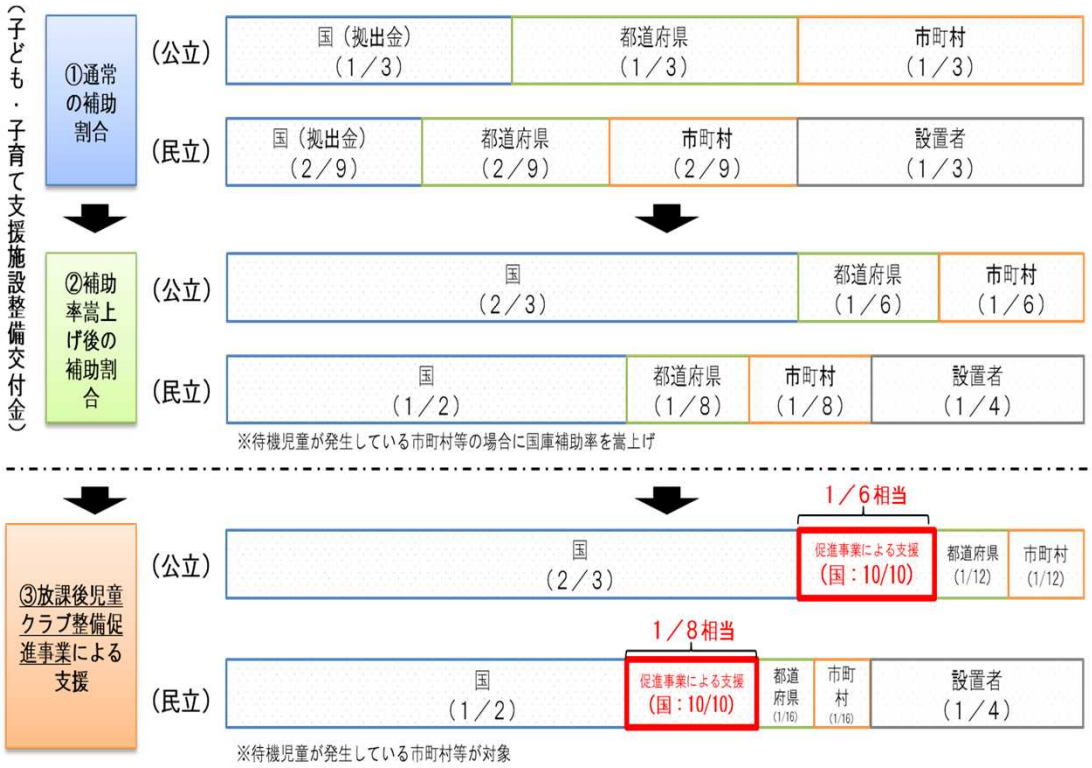

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1／3	1／3	1／3
②嵩上げ後	2／3	1／6	1／6
③整備促進事業活用後	5／6	1／12	1／12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2／9	2／9	2／9	1／3
②嵩上げ後	1／2	1／8	1／8	1／4
③整備促進事業活用後	5／8	1／16	1／16	1／4

自治体の負担割合を1/2軽減

こどもまんなか こども家庭庁

放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業

成育局 成育環境課

令和６年度補正予算　1.6億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消を図る。

事業の概要

（１）関係者による協議の場の設置

・　待機児童解消を目指すことと並行し、待機児童等が利用することのできる放課後児童クラブと同程度の預かり事業の実証に向けた協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、市町村域の担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者を集め、待機児童の生活実態や自治体における受け皿整備の課題について調査等を通じて把握した上で、ニーズに応じた事業実施に向けた具体的な対応策の検討、評価等を行う。

（２）放課後児童クラブと同程度の預かり支援事業の実施

・　関係者協議会において議論された課題を踏まえ、待機児童や新たに放課後児童クラブの利用を希望する児童に対して、学校や児童館等の既存の社会資源を活用した放課後児童クラブと同程度の開所日数や開所時間を設定した預かり支援事業を実証する。

＜具体的な支援事業の例＞

・児童館等のこどもの居場所の開設時間を近隣の放課後児童クラブの開所時間同等まで延長する等の預かり支援事業
・放課後子供教室の終了後に、居場所が必要な児童に対して別途、預かりを行う事業
・児童等のニーズに応じた、小学校区を超えて利用できる事業（送迎支援事業や送迎ステーション事業の試行的運用等）の実施
・保育所や企業主導型保育施設等の活用による小規模な預かり支援事業

（３）成果物の提出・好事例の横展開

・　実証事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、国に報告する。
　国は、自治体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。
・　なお、本事業の検証結果については、市町村における令和７年度以降の待機児童解消計画等に反映する。

実施主体等

【実施主体】市町村（待機児童が50人以上生じている市町村（令和７年度に待機児童が50人以上生じる見込みのある市町村を含む。））
【補助率】定額（国：10／10）
【補助単価】１自治体あたり年額：4,000千円

こどもまんなか こども家庭庁

放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業

成育局 成育環境課

令和６年度補正予算　１億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
  ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

・都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
・シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
・こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
・放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）
※令和７年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。
【補助率】定額（国：10／10）
【補助単価（年額）　】都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援

令和６年度補正予算　1.1億円

事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】
性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】
放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、
子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、
親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村、都道府県等が認めた者
【補助率】国１／２、都道府県等１／４、事業者１／４
【補助基準額】１施設当たり100千円
※放課後児童健全育成事業所については、１支援の単位当たりとする。

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

成育局 参事官（事業調整担当）

令和６年度補正予算（子ども・子育て支援交付金）　3.9億円

事業の目的

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減や利用者の利便性を向上させる環境整備は運営における課題となっており、本事業では、放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、更なる放課後児童クラブ等におけるICT化の推進に向け、引き続き支援を続けていく必要がある。

事業の概要

【事業内容】

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（２）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：１／３、都道府県：１／３、市町村：１／３

【補助単価】

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入　・・・１か所当たり　500,000円

（２）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）

（保護者へ通知）

（業務の効率化）